

アカミミガメ・アメリカザリガニを 野外に放さないでください！

外来生物法に基づき条件付き特定外来生物※に指定

※特定外来生物のうち、一部の規制がかからない生物

- ・アカミミガメは全国各地に定着し、在来カメ類の食物や生息場所を奪うなどの影響を及ぼしています。また、雑食性で様々な水生生物を捕食するため、在来生物に大きな影響を与えると考えられます。
- ・アメリカザリガニは全国に広く定着し、水生植物を消失させる等の生態系へ大きな被害を与えていています。また、甲殻類の病気に感染して運搬するなど、在来種に大きな影響を与える可能性があります。

令和5年6月1日から規制が開始

法律によって禁止されること

- ・生きた個体を野外に放出したり、逃がしたりすることは禁止となります。
きちんととした飼育が行われずに個体が逃げ出てしまった場合にも違法となります。
- ・生きた個体を輸入することや販売、購入、販売や広く配ることを目的とした飼育が禁止されます。
- ・生きた個体を広く配ることは無償であっても禁止となります。
- ・冷凍や加工などをして販売するために、商業的繁殖をさせることも禁止となります。

上記に違反すると罰金・罰則の対象となります。

手続き不要で行えること

- ・一般の方がペットとして飼育することができます。
- ・学校や水族館で飼育を行う場合には、個体が逃げ出さないような施設で飼育する必要があります。
- ・事情により飼育できなくなってしまう場合には責任をもって飼育できる方に無償で譲ったり、譲り受けることができます。

最後まで責任をもって飼育し続けましょう！

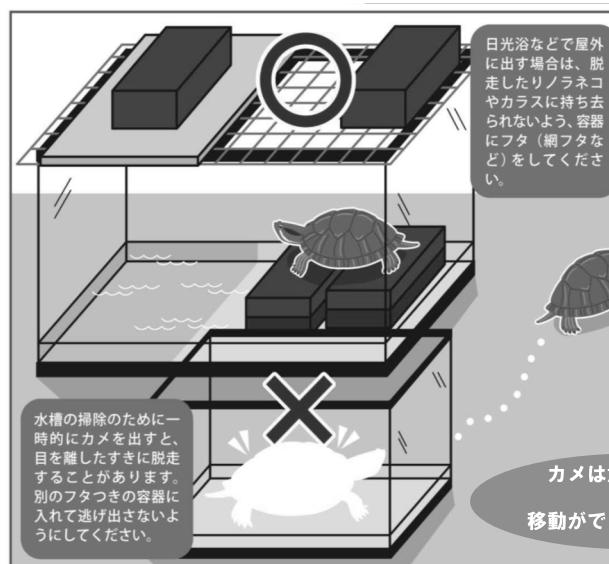
現在、アカミミガメ・アメリカザリガニを飼育している方へ

- ◇ 決して野外に放さないでください。寿命を迎えるまでは大切に飼育してください。
- ◇ 個体が自力で逃げ出すことがないような方法で飼育を行ってください。
- ◇ 繁殖させることに規制はかかるはおりませんが、増えた個体についても放出は禁止されますので、寿命を迎えるまでは大切に飼育してください。

これからアカミミガメ・アメリカザリガニを飼育したいと考えている方へ

- ◇ アカミミガメ・アメリカザリガニの販売は規制されているため、ペットとして新たに購入することはできません。野生で捕まえてきたり、他の方から譲り受けて飼育することはできますが、一度飼育し始めた個体を野外に放すことは法律で禁止されているためできません。野外で捕まえたものをむやみに持ち帰ることがないようにしてください。※一度移動させてしまうと、寿命を迎えるまで飼う意思があるとみなされてしまいます。
- ◇ アカミミガメは約30年、アメリカザリガニは約5年ほど生きる可能性があります。また、アカミミガメは生まれたときは3cm程度ですが成長すると甲羅の部分のみでオスは20cm、メスは30cm近くまで成長するため、大型の水槽や容器が必要となります。寿命を迎えるまで本当に飼い続けることができるかどうか、もし迷いや心配がある場合には、飼わないという決断をすることも大切となります。

逃がさないための飼育のポイント



環境省アメリカザリガニ・アカミミガメ相談ダイヤル 終了時期未定

ナビダイヤル

0570-013-110

IP電話等の場合

06-7739-7899

受付時間

AM9:00 ~ PM5:00

(12/29~1/3は除く)

通話料は発信者の負担となります

出典：環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/poster.html>)

「アカミミガメを野外に放さないで！」(環境省) (<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/akamimi/kisei.pdf>) を加工して作成

「アメリカザリガニを野外に放さないで！」(環境省) (<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/amezari/kisei.pdf>) を加工して作成